

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成 29 年度補正予算事業

# 小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し  
**50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます**

- 複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は 100 万円～500 万円です。\*連携小規模事業者数によります。
- ①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開の取組は、100 万円が上限になります。

## 対象となる 取り組みの例

### ① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

### ② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

### ③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

### ④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

### ⑤ IT を活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

申請受付期間：2018年 **3月9日(金)**～2018年 **5月18日(金)**

計画の作成や販路開拓の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

申請にあたっては、作成された「経営計画書」(様式2)・「補助事業計画書」(様式3)の写しを最寄りの商工会議所に提出のうえ、「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付を依頼してください。(商工会議所が作成する「事業支援計画書」も申請に必要な書類です)

※締切間際の場合には対応できないこともあり得ますので、作成依頼はお早目をお願いいたします。

**4月中旬まで**には初回のご相談をお済ませください。(「事業支援計画書」の作成交付依頼は5月11日まで)

※代表者の満年齢が平成29年12月31日現在で60歳以上の場合、事業承継診断票(地域の商工会議所が作成・交付)も必要です。

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

**URL : <http://h29.jizokukahojokin.info/>**

お問い合わせ先

## 豊中商工会議所

豊中市岡町北 1-1-2 (阪急宝塚線岡町駅前)

TEL : 06-6845-8004 [9:00～12:00、13:00～17:30 (土日祝日除く)]

## 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 (申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8

TEL : 03-6447-2106 [9:30～12:00、13:00～17:30 (土日祝日除く)]

● 補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※「常時雇用する従業員」については、公募要領のP.48をご参照下さい。

● 対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

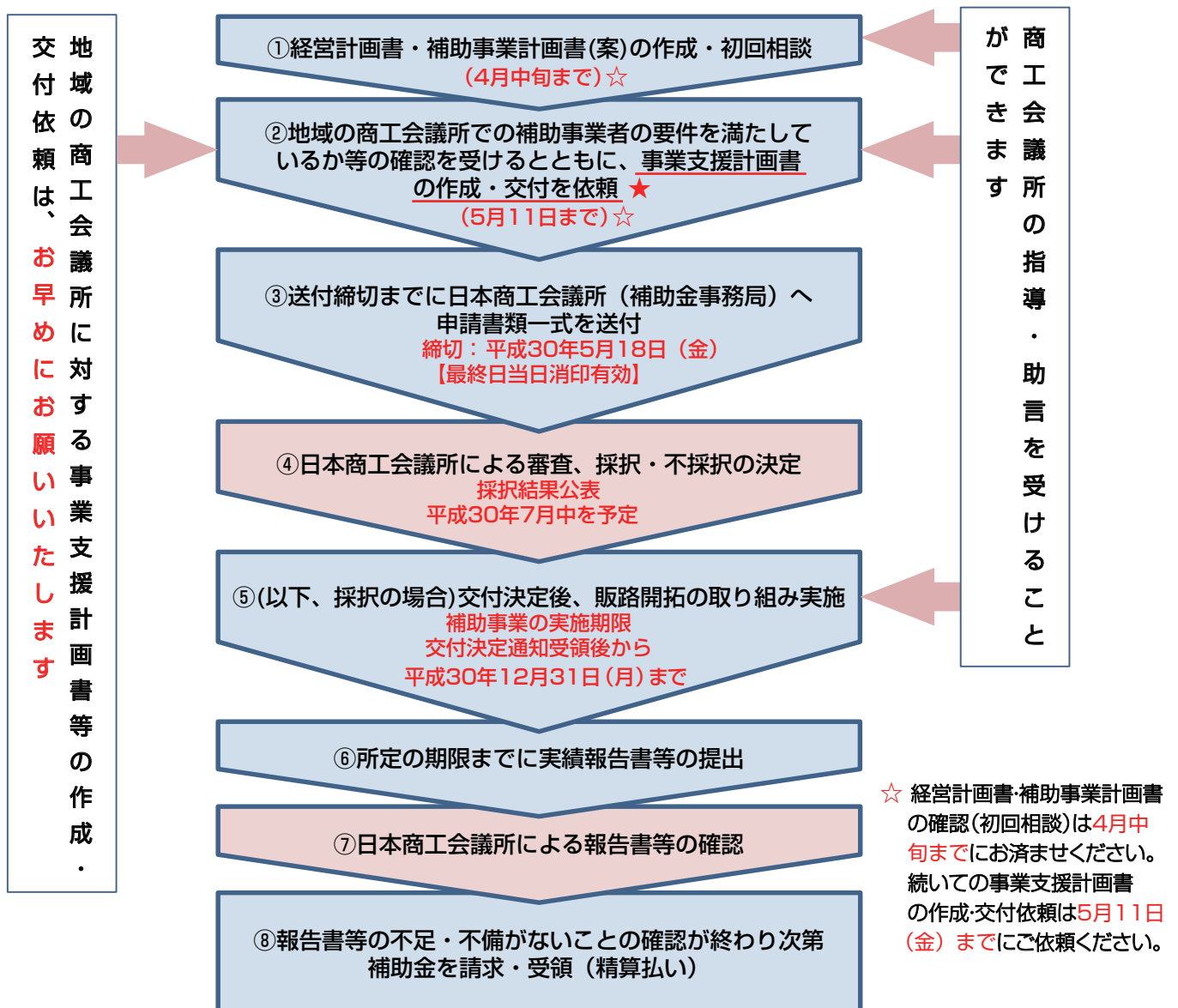
● 補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託費、外注費

● 補助率・補助額

- ・ 補助率 補助対象経費の2/3以内
  - ・ 補助額 上限50万円（①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買い物弱者対策の取組、③海外展開の取組は上限100万円）
- \* 複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

● 申請から補助金受領までの手続の流れ



★本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

※「買い物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要となります。

※ 商工会エリアが所在地の小規模事業者の方は、当所での取扱いが出来ません。地元商工会にお問合せ下さい。